

令和5年

行方市農業委員会

# 第7回総会会議録

(令和5年6月26日)

令和5年6月26日 行方市農業委員会第7回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第45号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第46号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第48号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第49号	現況証明願について
議案第50号	行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について
議案第51号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第52号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第53号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第54号	全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について
議案第55号	農業者年金加入推進について
議案第56号	農地パトロールについて
議案第57号	行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について
報告第28号	農地法第3条の1項の規定による届出書の受理について
報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第30号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
4番 茂木孝	5番 橋本清	6番 平塚実
7番 横瀬忠美	8番 古渡武文	9番 内藤宏一
10番 本澤政雄	11番 風間啓次	12番 根本正義
13番 小沼正二	14番 大久保正一	15番 郡司正彦
16番 椎名勇	17番 高塚利英	18番 根崎和枝
19番 清水量		

### 本日の出席推進委員

1番 深澤泉	2番 平山正	3番 内山市也
4番 宮内正美	5番 箕輪澄子	6番 森山正一
7番 石間信一	8番 日下正之	9番 吉田正弘
10番 大原富士男	11番 横田俊信	12番 鈴木喜昭
13番 野原賢一	14番 川島隆道	15番 石田充春
16番 関口順一		

3 本日の欠席委員

16番 椎名 勇

本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

事務局 (開会宣言) 午後 3時00分  
それでは、ただいまより令和5年行方市農業委員会第7回総会を開会させていただきます。

事務局 (会長挨拶)  
それでは、総会議事日程第2、会長挨拶。  
高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。  
会長 それでは、総会前、ちょっとご挨拶を申し上げます。  
今日は各農地部会、農政部会の会議ということで大変ご苦労さまでございました。  
梅雨に入りまして、また梅雨の晴れ間ということで、ここ続いておりますが、昨日  
ですか、沖縄のほうで梅雨明け宣言ということで梅雨が明けたということですが、  
今は大きい雨が降るとということで心配されるところでございます。大雨が降らな  
ければいいと思います。  
それから、コロナワクチンのほうの第6回目が、接種が始まっているということ  
で、総会のほうはコロナの感染防止ということでマスクの着用で進めていきたいと  
思いますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。  
こういうことでご挨拶と代えさせていただきます。以上でございます。

事務局 (経過報告)  
ありがとうございました。  
それでは、続きまして、日程第3、経過報告に移りたいと思っております。  
皆様、6月の行事経過報告より説明いたしたいと思っておりますので、よろしくお願  
いします。  
5月30日につきましては、会議のほうは4つございました。まず初めに、茨城県  
選出国會議員への要望集会、こちらにつきましては参議院会館におきまして要望活  
動を行いました。  
同じく全国農業委員会会長大会。こちらは文教シビックホールにおきまして、議案  
決議及び申合せ決議を行いました。  
同じく農業委員会行方地域協議会理事会。こちらにつきましては、潮来市役所にお  
きまして、令和5年度各種事業の実施について協議を行いました。出席者につつま  
しては、高塚会長、椎名代理、事務局のほうで出席をいたしました。  
同じく5月30日、令和5年度行方市農作物病虫害防御対策協議会総会。こちらは  
北浦庁舎におきまして、椎名代理出席の下、令和4年度事業報告及び収支決算報告  
及び令和5年度事業計画及び収支決算について協議を行いました。

続きまして、6月1日、いばらき農業委員会女性協議会第1回役員会。こちらは市町村会館におきまして、根崎委員、事務局出席の下、第19回定例総会の開催について、第2回役員会の開催について協議を重ねました。

続きまして、6月16日、常設審議委員会でございます。こちらにつきましては、市町村会館におきまして、諮問案件の審査を清水委員、事務局の下、出席をいたしました。清水委員におきましては、2年間常設審議委員会の委員として大変ご苦労さまでした。

続きまして、6月21日でございます。北浦地区現地確認ということで、営農型太陽光発電設備の一時転用について北浦地区の委員さん、そして事務局の出席で6か所の営農型太陽光発電の現地を確認いたしました。

6月26日、本日でございます。先ほど、総会前に農政部会及び農地部会のほうを開催させていただきました。それで、今回、第7回総会ということになっております。以上でございます。

(議長の選出)

事務局

それでは、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長

それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席は1名ですので、定数に達しております。

したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議長  
全員  
議長

本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。(全員一致)

異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(議事録署名人の選出)

議長

会議録署名人を議長において次のように指名いたします。

12番根本正義委員 13番小沼正二委員。

(書記の選出)

議長

総会書記として、事務局の稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。

(議案の審議)

議長

それでは、議事に入ります。

(議案第45号)

議	長	議案第45号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第45号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては第1項から第20項までとなっております。なお、19項につきましては、6月14日付で事業計画変更に伴い、取下げとなっております。 事務局説明につきましては、事前に配付をしておりますので割愛させていただきます。 なお、第1項から第20項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えております。以上です。
議	長	それでは、まず初めに、1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。 1項、2項については関連がございますので、一括に調査報告いたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。 受人は行方市次木在住の42歳の農業を営む男性であります。レンコン1,066平米、露地野菜882平米を耕作しております。1項の渡人は、行方市内宿在住の62歳の女性です。2項の渡人は、行方市内宿在住の66歳の男性です。申請事由は、農業経営の拡大を図るため、区分は売買による所有権移転です。農業従事日数は300日、農機具もそろっております。今回権利を設定とする土地は、自宅から2.5km、車で5分ほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第3項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員、関口、石田両推進委員さんと共に調査をしてまいりました。 譲受人は、市内沖洲に在住する水田、露地野菜を中心に4,742平米ほど耕作している81歳農業の男性です。譲渡人は、市内沖洲に在住する91歳農業の男性です。申請事由については、農業経営の拡大、あと充実のため。区分については、交換による所有権移転です。理由としては、91歳の高齢となり、譲受人の山林と譲

受人の近くにある渡人の畑367平米を交換となったものです。現場は国道355号を北に300m入ったところ。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査を  
 してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題はなく許可相当ということでした。審議をお願いいたしま  
 全 員 異議なし。(全員一致)  
 議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。  
 4 番 4番、茂木です。4項の調査を報告します。  
 調査には、横瀬委員、石間推進委員の協力の下、調査してまいりました。  
 受人は、行方市吉川に在住する農業60歳の男性です。4万2,622平米の水稻  
 とレンコン、野菜を妻と2人で年間280日営農しています。渡人と受人は、親子  
 関係です。田728平米は贈与となります。申請事由は経営規模の拡大、経営の安  
 定を図るため。今回権利を設定しようとする土地は自宅から車で1分のところ  
 です。農機具はそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よ  
 りしくお願いたします。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいた  
 全 員 異議なし。(全員一致)  
 議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。  
 8 番 8番、古渡です。第5項の調査報告をいたします。  
 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。  
 譲受人は、行方市玉造甲に住む62歳の農業をする男性です。譲渡人は、千葉県佐  
 倉市に住む80歳の無職の男性です。受人は、大規模農家で主に米、ジャガイモ、  
 ニンジンをやっているそうです。場所は、旧手賀小学校から右の南へ100mぐら  
 いあります。申請理由は、贈与による所有権移転になります。皆様方のご審議よ  
 りしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ  
 全 員 異議なし。(全員一致)  
 議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。  
 1 4 番 14番、大久保です。6項について調査報告をします。  
 この案件は、根本委員、日下、吉田両推進委員の協力を得ました。  
 受人の方は、市内小幡地内の45歳の男性の方、渡人の方は92歳の無職の女性  
 の方。2人は同居の祖母と孫の関係になります。受人の方は、実習生5名と水稻、カ

		ンショ等を栽培している専業農家の方です。申請事由は、記載のとおり経営移譲、贈与による所有権移転になります。従事日数300日と要件を満たしており、農機具等もそろっており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
5	番	5番、橋本です。7項の調査報告をします。 なお、この案件については、平塚委員、宮内、内山推進委員の協力の下、調査してまいりました。 譲受人は、市内白浜在住の60歳代の男性です。譲渡人は、銚田市在住の70歳代の無職の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。場所は麻生東部土地改良区第4排水機場付近です。面積は123平米、自宅から約2km、車で10分の距離です。2人の関係は親族で、区分は贈与による所有権移転です。農機具等もそろっており、何の問題もないと調査してまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。8項についての調査報告いたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力していただきました。受人は、東京都中央区在住の会社兼農業の男性です。渡人は、行方市両宿在住の女性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るため、区分は売買になります。現在、ブドウを2万2,037平米植えられており、申請地719平米を合わせると2万2,756平米の作付けになります。場所は現在工事をしております東関東自動車道、(仮称)北浦インターチェンジ予定地より西へ500mのところでございます。農業従事日数も210日以上、行方市両宿にある実家、住宅から200m、車で1分ほどのところでございます。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もなく許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。

議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 11番、風間です。9項の調査を報告します。 この調査は、根崎、内藤両委員さん、関口、石田推進委員さんと共に調査してまいりました。 譲受人は、銚田市在住、農業兼会社役員62歳の男性です。夫婦で9,715平米を耕作しています。譲渡人は、市内芹沢在住68歳、無職の男性です。申請事由は、申請農地を譲り受け、農業に精進したいそうです。区分は、売買による所有権移転となります。通作距離は8km、時間は10分ほどで、通作に問題ないと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項から17項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。10項から17項は関連がございますので、一括して調査報告いたします。 16項、17項については大久保委員さんが調査報告する案件ですが、私の調査と関連がございますので一緒に調査報告いたします。調査には、根本農地部会長、大久保、本澤、清水委員、大原推進委員さんの協力と事務局にも同席をしていただきました。 10項から14項、16項の借受人は、福岡県福岡市で太陽光発電を目的とした合同会社でございます。15項、17項の借受人は、市内次木在住で農業を営んでいる法人でございます。10項から13項の渡人は、行方市在住で、農業を営んでいる法人でございます。14項、15項の渡人は、潮来市在住の73歳、農業を営んでいる女性の方です。16項、17項の渡人は、行方市在住38歳、農業を営んでおります男性の方です。場所は、10項、14項、15項ですが、県道島並銚田線、化蘇沼神社より西に500mほどのところでございます。11項から13項は次木浄水場から北へ500m、16項、17項は要郵便局より西に500mのところでございます。申請事由は、10項、14項、16項が営農型太陽光発電パネルを設置するため、空中部分に区分地上権を設定するためのものがございます。15項、17項は、太陽光発電設備の下部農地を耕作するため、使用賃借権の設定でございます。期間は5条の支柱部分の許可期間と同じになるため、契約期間3年間となります。営農の詳細につきましては、5条のほうで説明いたしますが、3年経過の更新で、最初の年は時期的に移植できず、2年目に植樹いたしました。ものは枯れてしまい、今年2月に植え直し、現在に至っております。植え替えたものはまだ半年しかたっており、今後、営農計画に沿って管理していただくよう指導しました。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたしま



		す。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項から17項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、18項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、谷田川です。18項の調査報告をいたします。 調査については、麻生、太田両地区4名で調査をしてみました。 受人は、市内矢幡在住70代の農業の男性。渡人も同じく市内矢幡在住80代の農業の男性です。申請事由については、農業の規模拡大を図るため。区分は売買による所有権の移転です。調査の結果、農機具等もそろっており、許可相当と調査してみました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、18項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、19項は取下げとなりましたので、次に20項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、矢幡です。第20項について調査報告いたします。 この調査は、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 譲受人は、鹿嶋市に本店がある農業、太陽光事業を手がける法人、譲渡人は、行方市船子在住64歳、パート従業員の女性です。申請事由は、法人の営農経営の拡大のため、区分は売買による所有権の移転です。法人は、農地所有適格法人で、農機具等もそろっており、問題もなく許可相当と調査してみました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、20項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第46号)
議	長	次に、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、

事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

- 議 3 長 3 番
- それでは、1項の調査員より、調査の報告を求めます。  
3番、近藤でございます。1項について調査報告いたします。  
調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。  
申請人は、行方市在住、次木在住の34歳の女性の方です。土地は行方市在住小貫地内の499平米になります。申請事由は、自己用住宅の建設となります。この案件は、昨年6月の総会に農振除外の申請があり、皆様にご審議をいただいたもので、市のほうから9月26日に農業地域から除外した通知が出ております。追加書類で融資見込証明も出ておりますので、何の問題もないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、何ら問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。

(議案第47号)

- 議 長 次に、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について。下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。  
案件につきましては、第1項から第12項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

- 議 3 長 3 番
- それではまず初めに、1項から6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。  
3番、近藤でございます。1項から6項は関連がありますので、一括して調査報告をします。  
3条でも大久保委員さんの関連がありましたので、私のほうで報告いたします。それに関連した5条申請も私のほうで報告させていただきます。  
調査には、根本農地部会長、大久保、本澤、清水両委員、大原推進委員さんの協力と事務局にも同席をしていただきました。  
この案件は、3条の10項から17項でご審議をいただいた同一案件となっております。1項から6項の借受人は、福岡県福岡市で太陽光発電を事業とした合同会社であります。渡人は、1項から4項は行方市次木在住で、農業を営んでおります法人でございます。5項は潮来市在住、73歳の女性の方、6項は行方市小幡在住、38歳の男性でございます。申請内容は、営農型太陽光発電設備ソーラシェアリン

グに係る一時転用で、賃借権設定でございます。場所は、県道島並鉾田線、化蘇沼稲荷神社より西に500mの2か所、次木浄水場から北へ500mのところ3か所、要郵便局より西に500mのところ1か所でございます。事業面積は1万3000平米に、590本の支柱、引込柱6本、キュービクル設備60台、パワーコンディショナー6台を設置し、その合計18.6平米を一時転用するものでございます。転用の期間は3年間、設備の下部によって適切な営農を継続することが条件となっております。シャインマスカットを作付して状況を確認しましたが、3年前、許可当初は時期的なことがあり植樹できず、2年目に植樹した時に、枯れてしまい、今年2月に植え替えした状況でございます。このような状況なので、他の作物に変更することを聞き取りしましたが、シャインマスカット植え替えつける際、鶏フンと牛フンを大量に埋め込んであるため、他の野菜が作付できない状況の報告がありました。苗植えから5か月しか経過しておりませんので、営農計画に沿って生育状況を見ながら、管理をして、収穫できるよう指導してきました。営業者からは、かすみがうら市内の営農型太陽光発電施設の下部農地でシャインマスカットを視察し、栽培技術の習得に努めるとの報告がありました。今後は、1年ごとに提出が必要な営農型太陽光発電設備の下部における農作物状況報告で生育状況を確認しながら、注意深く指導していきたいと思っております。このたび追加処理として、地権を有するものの、意見書にもあるように、ソーラーパネルが作る影により日差しを遮蔽しつつもブドウの品質を保つことができるため、ソーラーシェアリングの有効な技術とされている意見がありましたので、今後の状況を見ていきたいと思っております。よって、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項から6項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、7項の調査委員より調査の報告を求めます。

1 2 番 12番、根本です。第7項について調査報告をいたします。

なお、本件は大久保委員、石田推進委員、日下推進委員と共に調査してまいりました。

7項、譲受人は市内行戸在住、39歳の男性、譲渡人は同じく市内行戸在住、69歳、農業兼会社員の男性です。2人は同居の親子であります。本件は2月の農業委員会内で許可された案件であります。譲受人は実家の宅地内に新居の建設を計画したのですが、その際、公道から接道が必要となり、今回の申請に至ったものであります。譲渡人の畑3.52平米の道路への転用で、区分が賃貸借権設定です。調査の結果、許可することに問題のないものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 7	長 番	次に8項の調査委員より調査の報告を求めます。 7番、横瀬です。第8項の調査報告をします。 この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員と共に調査してまいりました。受人は鹿島市に在住し、太陽光発電事業を展開する会社の代表取締役です。渡人は27歳、当市山田に在住し、農業をしています。申請事由については、記載のとおり転用目的です。場所はノースショアゴルフ場の東側付近で、一角太陽光発電事業を行っているところです。必要書類等もそろっており、添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。
議	長	調査の結果は、必要書類も完備され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議 1 5	長 番	次に、9項の調査委員より、調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第9項の調査報告いたします。 この案件については高塚会長に協力いただきまして、調査してまいりました。譲受人は35歳で、鹿嶋市内に在住し、会社員の方です。譲渡人は64歳で、行方市藤井に在住し、農業の方です。 申請事由については、自己用住宅です。譲受人は現在、社宅住まいで家族が増えて、手狭になり、そのまま実家に近い申請地に一般住宅を建築したいということでした。区分は使用貸借権になります。場所は、行方病院より南に1kmくらいのところになります。事業計画書、資金計画書など必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議 5	長 番	次に、10項から12項は関連がありますので、一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。 5番、橋本です。10項、11、12項は関連がありますので、一括報告します。最初に、10項について報告します。なお、この案件については平塚委員、宮内、内山推進委員さんの協力の下、調査してまいりました。 申請人は、鹿嶋市に会社のある役員の方の60歳の男性です。譲渡人は、市内蔵川在住の60歳の飲食業の男性です。申請事由は、太陽光発電を設置するためです。場所は、麻生東小学校付近です。面積は1,219平米のあたりです。区分は賃貸借による地上権の設定です。事業の計画性、周辺の土地の地権者の同意を得ており、何

		の問題もないと調査してまいりました。
		次に、11項について報告します。申請人は、鹿島市の会社の役員の60歳代の男性です。賃貸人は、市内蔵川在住の男性です。申請事由は10項の太陽光発電を行うためのメンテナンス等の進入路として利用するための一時転用です。面積は91平米で、区分は使用貸借です。
		次に、第12項について報告します。申請人は、鹿嶋市にある企業、会社の役員です。年齢は60歳代の男性です。賃貸人は、市内蔵川在住の60歳代の飲食業の男性です。申請事由は、10項の太陽光発電を行うべきメンテナンス等の進入路として利用するための一時転用です。面積は94平米、なお区分は使用貸借です。関係書類等もそろっており、問題もないものと調査してまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、書類等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項から12項は原案のとおり可決をいたします。
		(議案第48号)
議	長	次に、議案第48号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。
事	務	議案第48号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、
局		下記のとおり承認申請があったので提案する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。
		案件につきましては、第1項から第2項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番
		11番、風間です。1項の調査報告をします。
		この調査は根崎、内藤委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。
		申請者は、水戸市にある大手の建設会社です。今回の申請は、令和5年度3月に、5条の転用許可を受けた場所となります。申請事由は、休息所、資材置場及び駐車場の拡張に伴う申請面積の変更となります。調査の結果、必要な書類も添付されているため許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。

議 2	長 番	次に、2項の調査委員より調査報告を求めます。 2番、谷田川です。第2項について調査報告いたします。 調査については、麻生、太田両地区4名で調査してまいりました。 受人は、東京都に事務所を構える建設業を営む法人です。渡人は、市内石神在住、 70代の農業の男性です。申請事由ですが、東関道工事のための現場事務所として 使用するため、転用期間の延長になります。区分は賃貸借権です。調査の結果、関 係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく お願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願い いたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
(議案第49号)		
議	長	次に、議案第49号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説 明願います。
事 務 局	議	議案第49号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和5年6月26日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、 事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 1 5	長 番	それでは、1項の調査員により調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第1項の調査を報告いたします。 この案件については、高塚会長に協力いただきまして調査してまいりました。 申請人は65歳、行方市井上在住し、農業の方です。申請事由については、地目変 更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、井上地内にある八幡神社の 脇になります。35年以上前から耕作しておらず、現在はシノが生え、原野化して いる状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証 明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いま す。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、農地に復元することは難しいということでございます。審議をお願 いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
(議案第50号)		
議	長	次に、議案第50号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定についての 件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局	<p>それでは、議案第50号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について別紙のとおり意見を求められたので提案する。令和5年6月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。</p> <p>別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。</p> <p>令和5年6月13日付で、行方市長より農業委員会会長宛てに農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められております。</p> <p>今回は5件の申請がありました。事務局説明につきましては事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。</p>
議長 1番	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査委員より調査の報告を求めます。</p> <p>1番、矢幡です。</p> <p>この案件は椎名委員の案件ですが、椎名委員は病气入院中のため、私が第1項について調査報告いたします。</p> <p>この調査は、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。</p> <p>申請人は、潮来市在住の29歳、会社員の男性です。変更申出の理由は、申請人の祖父所有畑の一部に自己の住居を新築するためのものです。申請人は潮来市に居住していますが、両親の居住する近くに住居を新築したいと考えました。現在、更地となっている宅地を利用して建てようとしていましたが、その宅地だけでは手狭で、計画した住居が建てられなく、その宅地を囲むようになっている畑の一部を住居の敷地にしたいというものです。土地権利者の同意書、必要な書類もそろっており、農業振興地域から除外することに問題なく、除外相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議長	<p>異議なしと認め、1項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。</p>
議長 2番	<p>次に、2項、3項は関連がありますので、一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。</p> <p>2番、谷田川です。関連がありますので、2項、3項一括でご報告いたします。</p> <p>なお、調査については麻生、太田両地区4名で調査してまいりました。</p> <p>2項の申出者は、潮来市在住、20代の会社員の男性です。3項の申出者は、市内石神在住、50代の会社員の男性です。2人の関係は親子になります。2項の変更目的は、自己用住宅です。結婚を機にアパートでは手狭となり、先々を考え実家の近くに家を買いたいそうです。3項の変更目的は、無許可使用の是正です。50年ほど前からおもいちがい等があり、農地を進入路及び居宅の一部として使用してまいりました。調査の結果、2項、3項とも関係書類等も整っており、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>

議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項、3項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	次に、4項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、矢幡です。第4項について調査報告いたします。 この調査は推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 借受人は、市内五町田に本店がある法人で、代表者は男性、貸渡人は市内五町田在住、会社役員兼農業の女性です。目的は、市内以外にあるこの法人営業所の資材置場の活用です。廃木材を粉砕加工してできた製品の需要増加に伴い、当該資材置場を拡張し、原料と堆肥保管場所として使用したいとのことです。一部の畑に資材仮置場等として使用している状況にあります。始末書やその他関係書類も整っていることから、農業振興地域から除外することに問題なく除外相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	次に、5項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、風間です。5項の調査報告いたします。 今回の調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。 申請者は、水戸市に本社がある建設業機械や車両などのリース事業を運営する法人の方です。申請事由は、近年、機械リース需要の高まりから、既存施設の面積では手狭になってしまい、既存の施設を拡張し、資材置場及び駐車場を確保したいと考えているようで、これまでの主な事業は道路工事でしたが、今後は護岸工事、河川工事などで敷地の拡張が必要となったそうです。申請事由は既存施設に隣接して利便性が高いと説明しており、経営も拡大と作業効率の向上が期待できるので、よろしくお願ひしたいとのことです。場所は、上山セブンイレブンを西に100mほどのところ。調査の結果、関係書類もそろい問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整い、許可相当ということですのでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。



(議案第51号)

議長 次に、議案第51号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第51号 行方市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。農用地利用集積計画・総括表でご説明いたします。

新規設定13件、25筆、4万5,074平米となります。続いて、更新の設定で8件、14筆2万4,323平米、合計としまして21件、39筆、6万9,397平米となります。

次のページからですね、農用地利用権設定の一覧ということで、設定者、受ける者、設定者土地利用権の内容で期間、賃借料が記載されておりますので、確認いただきたいと思います。以上です。

議長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定といたします。

(議案第52号)

議長 次に、議案第52号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第52号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

別紙資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。2枚目、農地中間管理事業・総括表で説明いたします。

新規設定が田16件、30筆、4万795平米、畑が3件、8筆、1万6,355平米、合計19件、38筆5万7,150平米となります。

次のページに、農用地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

議長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定いたします。

（議案第53号）

議 長 次に、議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

別紙資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。令和5年6月12日付で行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものとなります。計画案が19件、38筆、5万7,150㎡となります。詳細につきましては次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第52号の農用地利用集積計画の公告と本計画案の決定は同時施行となります。これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続となっております。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定いたします。

（議案第54号）

議 長 次に、議案第54号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第54号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について、下記のとおり推進する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

別紙資料ナンバー5をご覧いただきたいと思います。令和5年度農業委員長・事務局長会議において、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部の新機購読者の確保を図ることとなりました。推進強調月間といたしまして、前期が7月から8月、後期が10月から11月、1人当たり1部以上の普及、購読者の確保をお願いしたいと思います。推進活動によりまして、新規購読者がおられましたら、本日お配りしております緑の用紙、申込書のご記入をいただきまして、事務局のほうに提出いただきたいと思います。なお、今回の普及資材ということで1人当たり1部のエコバッグを配付しておりますので、普及推進にご活用いただきたいと

思います。なお、推進に伴って、在庫、まだ事務局のほうにありますので、追加で欲しい方につきましては、事務局のほうに声をかけていただきたいと思います。以上です。

議長 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
議員 異議なし。（全員一致）

議長 長 異議なしと認め、全国農業新聞「普及推進強化月間」における普及推進については原案のとおり決定といたしますので、よろしくをお願いいたします。

（議案第55号）

議長 長 次に、議案第55号 農業者年金加入推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第55号 農業者年金加入推進について、下記のとおり推進する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。  
資料ナンバー6をご覧くださいと思います。

内容といたしまして、令和5年農業者年金加入推進対策といたしまして、茨城県におきまして137名の加入確保を目標としております。また、県のほうで定めました市町村別農業者年金加入目標ですが、行方市におきましては9名と設定されています。認定農業者を中心とした加入推進名簿を作成いたしましたので、この方々を中心に推進をいただきたいと思います。また、名簿の中には現在受給されている方も入っております、実際に受給されている方の後継者ですと理解があるかと思えますので、参考にしていただければと思います。また、この名簿に関係なく活動していただいて、推進のほうをいただきまして、積極的な取組のほうをお願いしたいと思います。なお、この名簿につきましては個人情報となっておりますので、取扱いにご十分に注意していただければと思います。

また、活動に当りまして旧町単位の推進としまして、なおかつ地区ごとに推進強化者を設定していただき、加入推進を行っていただきたいと思います。加入推進月間といたしまして、9月から11月、そして1月から3月と設定しております。昨年に引き続き加入者の確保をよろしくをお願いしたいと思います。また、活動を行いましたら、本日お配りしていますその中に加入推進記録簿がありますので、そちらを記入していただきまして、活動状況を報告いただきたいと思います。以上です。

議長 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
議員 異議なし。（全員一致）

議長 長 異議なしと認め、農業者年金加入推進についての件は、原案のとおり決定といたします。よろしく申し上げます。

（議案第56号）

議長 長 次に、議案第56号 農地パトロールについての件を議題といたします。事務局よ

り説明願います。

事務局

続きます、議案第56号です。農地パトロールについて、下記のとおり提案する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

別紙のとおりということで資料7をご覧いただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。それでは、農地パトロールについてですが、7月から……大丈夫ですか。農地パトロールについて7月から9月にかけて実施をするということで提案をさせていただきます。

実施区域につきましては、市内全域ということで、実施内容につきましては、遊休農地を確認しまして、再生可能A分類、再生困難B分類に分類していきます。分類の判断の基準としては、次のページになりますけれども、例を載せていますので、参考にいただければと思います。

2点目といたしまして、遊休農地となっていた農地で自ら耕作再開と回答した農地、意向調査未回答の農地について開始をされているか確認をします。実施時期につきましては、一斉パトロールについてですけれども、7月27日から8月7日まで、予備日を8月8日から10日までといたします。また、赤丸で残った農地、各地区10か所程度、8月から9月にかけて調査をお願いしたいと思います。調査体制ということで、またそのページでございますけれども、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、そして事務局という体制でやってまいります。班編成につきましては、7月27日から8月7日までの日程で、各地区を5つの区分けをさせていただきます。また、予備日ということで8月8日から10日まで設けさせていただいておりますので、どうしても都合がつかないというようなことであれば、予備日に実施をしていただきたいと思います。その際は、事務局のほうにご連絡をお願いいたします。

そして、その後、事務局で取りまとめをしまして、A分類の農地については11月から12月には意向調査を発送する予定としております。意向調査を取りまとめした1月の総会時に結果報告を、麻生地区につきましては橋本委員さん、北浦地区につきましては根本農地部会長、玉造地区につきましては風間農地部会長代理に報告をお願いしたいと思います。以上提案いたします。よろしくお願いいたします。

議長

これ推進委員さんへの連絡というのは、事務局です。事務局ね。事務局のほうで推進のほうは。

それでは、ここで根本農地部会長より報告をお願いいたします。

1 2 番

12番、根本です。農地パトロールについて報告をさせていただきます。

本日、農地部会を開催し、農地パトロールにつきまして協議をいたしました。7月から8月にかけて農地パトロールを実施し、市内全域の農地利用状況調査をすることとなりました。各地区の日程及び担当につきましては、事務局説明のとおり資料ナンバー7に記載されておりますので、確認のほうをよろしくお願いいたします。

また、今年は一斉パトロールの後、8月、9月にも個別パトロールを実施しますので、併せてご協力願います。季節柄かなり暑くなると思われませんが、熱中症等

には十分気をつけて実施してまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしく  
 お願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。  
 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、農地パトロールの実施体制については原案のとおり決定といたし  
 ます。よろしく願いをいたします。

(議案第57号)

議 長 それでは、議案第57号 行方市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の  
 策定に係る意見書についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第57号 行方市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る  
 意見書について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年6月26  
 日提出、行方市農業委員長 高塚利英。  
 資料ナンバー8のほうをご覧くださいと思います。  
 詳細につきましては、農林水産課、山口より説明いただきたいと思います。

農 林 水 産 課 農林水産課の山口と申します。よろしく願いいたします。お疲れのところ基本構  
 想の見直しということで、お時間いただきありがとうございます。恐縮ではござい  
 ますが、着座にてちょっと説明させていただければと存じます。  
 今回、行方市農業経営基盤の強化促進に関する基本構想の見直しについてご説明さ  
 せていただきます。  
 この基本構想につきましては、茨城県の基本方針の見直しに伴いまして、行方市の  
 基本構想を見直そうという形になっております。構想の基本的なものとしまして  
 は、10年先を見据えた計画となっております。策定期間につきましては、令和5  
 年9月頃をめどに策定する予定となっております。  
 今後の進め方としまして、今回、農業委員と、さらに、なめがたしおさい農協から  
 意見をいただきまして、7月の下旬に県のほうに基本構想の最終案を提出し、協議  
 することとなります。その後、県知事から同意を受け、9月頃に公示という形で進  
 むようになっておりますので、よろしく願いいたします。  
 それでは、基本構想の案の内容の説明に入らせていただきます。変更の部分につい  
 ては、赤抜き、黄色塗りとしておりますので、ご確認をしていただきたいと思いま  
 す。今回の主たる変更点等につきましては、その他農地の効率かつ総合的な利用に  
 関する事項及び農地を担う者の確保及び育成を図るための体制整備、その他地縁実  
 施に関する事項並びに地域計画策定の促進に関する事項が追加されております。  
 事前にお配りいたしました資料の行方市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想  
 (案)をご覧ください。まず、表紙の次にあります目次の中の第3に、その他農地  
 効率化、総合的な利用に関する事項及び第4、農業を担う者の確保、育成を図るた  
 めの体制整備、その他支援事項に関する事項並びに第5に地域計画策定の促進に関  
 する事項を追加いたしました。要旨としましては、農地の集積、集約、促進に加

え、農地利用の行方市独自の取組や農業を担う者の確保、育成体制整備に関する取組を追記いたしました。また、人・農地プランから地域計画へ移行する中の協議の場の設定等の事項も追加されております。

それでは、資料のページごとに説明させていただきます。

恐縮ではございますが、時間の関係上、語句の入替え等については、最初に説明させていただきます、以降の説明は割愛させていただきます。

まず、人・農地プランは、地域計画に変更されております。次に、利用権設定等促進事業が、令和7年度に中間管理事業に統合されるため、利用権の設定は促進事業と表記するように通達がございましたので、変更しております。その他軽微な変更はございますが、別添の新旧対照表をご確認いただければと存じます。

それでは、1ページ中段にございます専業農家率について2020年農林業センサスに合わせて36%といたしました。

続きまして、2ページです。すみません、ちょっと早口で申し訳ないですけども、ついてきていただければと存じます。続きまして、2ページ、3、新たに農業を営もうとする青年の目標の中の令和3年度新規就農者8名のうち45歳未満は6名であり近年横ばい傾向にあります。

続きまして、少し飛びますけれども、13ページの2行目に県の通達に合わせてその他農地利用、効率かつ総合的な利用に関する事項という文言を追記いたしました。その内容としては、14ページの5行目より、農地集積・集約を図ることはもとより、新規就農者や農業者が耕作地の確保を同時に推進する市独自の取組として既存耕作放棄地において中間管理機構を活用し、10年以上の貸借契約を結んだ担い手を対象に農地再生費用の支援を実施していく旨の取組を追記いたしました。

続きまして、15ページ、第4、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備、その他支援実施に関する事項を追記いたしまして、事業を担う者の確保及び考え方として機械施設の導入や、研修期間による研修の就農支援等を実施し、農業の魅力発信等に取組を追加いたしました。また、行方市が独自に行う取組として、新規就農者促進のために国49歳以下の補助要件を満たせない就農者、55歳未満の者への支援としまして、行方新規就農活力応援資金ということで30万円や農作業に使用する機械の資格取得の費用の助成を追記いたしました。

続きまして、農業希望のマッチング及び農業に伴う確保育成のための関係機関との連携、役割分担の考え方として新規就農者や転入者への就農支援として農業委員会や農業改良普及センター等と連携しながら、農地の確保や情報提供の取組を追加いたしました。

続きまして、16ページの中段に1ポツ、地域計画策定の促進に関する事項を追加し、2ポツ以降は県の方針に基づき文言を追記いたしました。16ページの下部に地域計画の促進に対する事項を追記し、その内容としては、地域計画における協議の場の設定、設定時期、参加者の枠組み、問合せ窓口、進捗の確認など具体的な事項を追記いたしました。また、最初に申し上げたとおり、新旧対照表を添付いたしましたので、ご確認をお願いいたします。以上で基本構想に関する説明は終了となります。以上となりますが、何かご質問等ございますか。よろしくお願いたします。

	す。
議 全 議	<p>長 ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、行方市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の策定に係る意見については原案のとおり決定といたします。よろしく願いいたします。</p>
議	<p>長 それでは、ある程度時間も経過しましたので、ここで暫時休憩いたします。</p> <p>4時20分まで休憩いたします。</p> <p>(休憩) 午後4時10分～午後4時20分</p>
議	<p>長 会議のほうを再開したいと思います、よろしいでしょうか。</p>
議	<p>(報告第27号) (報告第28号) (報告第29号) (報告第30号)</p> <p>長 それでは、次に報告案件に入ります。報告第27号 制限除外の移動届の受理について、報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出者の受理について、報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第30号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明を願います。</p>
事 務 局	<p>報告第27号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。</p> <p>案件につきましては、第1項のみとなります。東関東自動車道水戸線工事における土砂仮置場搬出入路になりまして、期間延長の特例となります。</p> <p>続きまして、報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。</p> <p>こちらは、相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項から第7項までとなります。こちらをご確認いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。</p> <p>こちらは、合意解約により賃貸借権を解約した通知の一覧となります。第1項から第11項までとなります。こちらをご確認いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、報告第30号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和5年6月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。</p> <p>こちらは、5月に提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動報告を集計したものととなります。こちらをご確認いただきたいと思います。以上です。</p>

議 長 ありがとうございます。それでは、報告案件についての質疑を求めます。  
全 員 ご異議ございませんか。  
議 員 異議なし。(全員一致)  
長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 4時23分

議 長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第7  
回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。